

児童虐待・DVに関する各ネットワークについて【厚生労働省】

1. ネットワークの名称

- ・要保護児童対策地域協議会
- ・児童虐待防止ネットワーク

2. ネットワーク構築の理念・目的

- 要保護児童対策地域協議会
要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うため、児童福祉法第25条の2に基づき設置された協議会であり、市町村の児童福祉主管課や児童相談所等の関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者等により構成されるもの
- 児童虐待防止ネットワーク
市町村域において、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者等が児童虐待を防止するために必要な情報の交換を行うとともに、児童及びその保護者等を支援していくために設置されたネットワーク

3. ネットワーク構成機関・団体の範囲

<関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者>
市町村の児童福祉、母子保健等の担当部局、児童相談所、福祉事務所（家庭児童相談室）、保育所（地域子育て支援センター）、児童館、社会福祉協議会、市町村保健センター、保健所、地区医師会、医療機関、医師、保健師、助産師、看護師、教育委員会、幼稚園、小・中・高等学校、警察、弁護士会、弁護士、法務局、人権擁護委員、NPO、ボランティア、民間団体

地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、要保護児童対策調整機関を指定

4. ネットワークの具体的な活動内容

要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容（支援に当たっての援助方針、具体的な方法及び時期、各機関の役割分担、連携方法当該事例に係るまとめ役、次回会議の開催時期など）に関する協議を行う

5. 現場レベルでのネットワークの具体的な機能事例（複数）

別紙

6．その他ネットワークの概要

平成 12 年度 児童虐待防止市町村ネットワーク事業を創設

平成 16 年 12 月 児童福祉法の改正

「要保護児童対策地域協議会」の法定化（平成 17 年 4 月 1 日施行）

<協議会又はネットワークの設置市町村数及び設置率>

1,224 か所 (51.0%)平成 17 年 6 月 1 日現在（全国 2,399 市町村）

7．ネットワークにおける現状の問題点・課題

「市町村域での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止を目的とするネットワークの設置状況調査」（平成 17 年 6 月実施）において、「事務局への負担の集中」、「効果的な運営方法が分からない」、「スーパーバイザー等の人材確保が困難」等の意見が挙げられている。

8．ネットワークの充実強化の可能性及び考えられる方向性

ネットワーク活動の好事例について、積極的な情報提供を行う

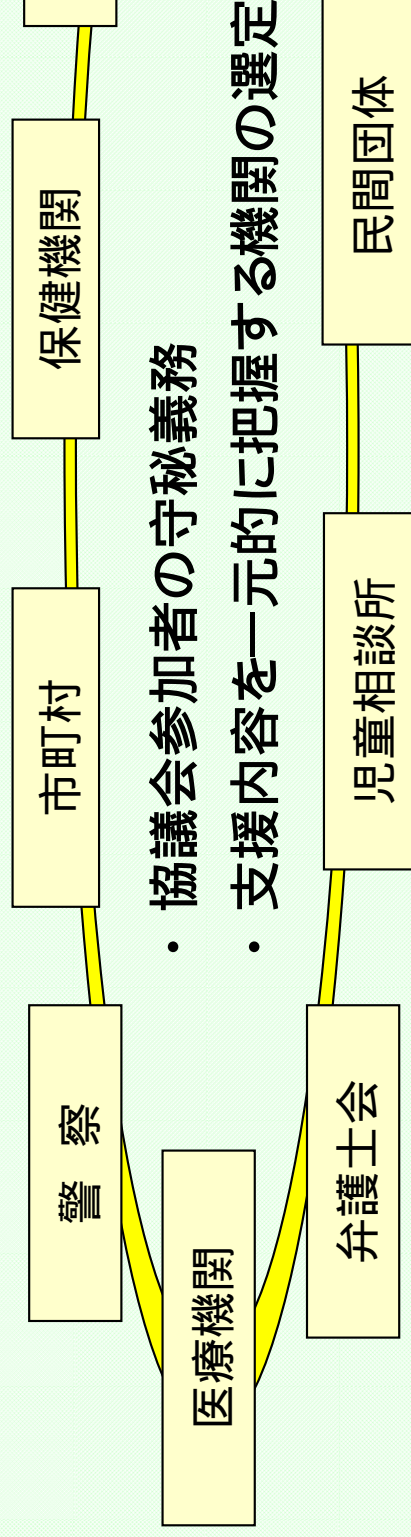
要保護児童対策地域協議会の設置

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、
関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
適切な連携の下で対応していくことが重要

関係機関相互の連携や役割分担の調整を
行う機関を明確にするなどの責任体制の明
確化の要請

個人情報保護の要請と関係機関における情
報共有の関係の明確化の要請

関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を
行う要保護児童対策地域協議会の法定化



市町村域での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止を目的とするネットワークの設置状況調査結果について（平成17年6月調査）

【概 要】

（要保護児童対策地域協議会）

要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うため、児童福祉法第25条の2に基づき設置された協議会であり、市町村の児童福祉主管課や児童相談所等の関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者等により構成されるもの(以下「協議会」という。)

(注：児童福祉法第25条の2は、平成17年4月1日から施行)

（児童虐待防止ネットワーク）

市町村域において、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者等が児童虐待を防止するために必要な情報の交換を行うとともに、児童及びその保護者等を支援していくために設置されたネットワーク(以下「ネットワーク」という。)

(注：この調査においては、ネットワークのうち協議会に移行したものについてはネットワークの集計からは除外している。)

1．協議会又はネットワークの設置及び計画の状況

- 全国2,399市町村のうち、協議会を設置済であるのは111か所(4.6%)、ネットワークを設置済であるのは1,113か所(46.4%)であった。
- 協議会又はネットワークを設置済である市町村は1,224か所(51.0%)であり、平成13年度506か所(15.6%)、14年度702か所(21.7%)、15年度967か所(30.1%)、16年度1,243か所(39.8%)とその数及び割合は増加している。
- 協議会又はネットワークの設置状況を都道府県別にみると、最低で13.3%、最高で100%となっている。

2．協議会又はネットワークを設置していない理由

- 協議会、ネットワークともに、「市町村合併があった又は予定がある」、「人材確保が困難」が多かった。

3．協議会又はネットワークの設置目的

- 「発生予防」から「早期発見・早期対応」、「保護・支援」まですべてを目的としているものは61.3%から66.5%に増加した。
- 目的のうち「保護・支援」については、平成16年度の66.5%から71.9%に増加した。

4．協議会又はネットワークの参加機関等の状況

- 現場の機関では、教育委員会、保育所、児童相談所、小学校、中学校及び警察署の参加率が高かった。

- 団体や専門職では、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、医師会及び里親の参加率が高かった。

5．協議会の調整機関

- 協議会設置済の市町村のうち、児童福祉法第 25 条の 2 第 4 項に規定する要保護児童対策調整機関に常勤職員のコーディネーターを配置しているのは、69 か所 (62.2%) であった。

6．協議会に課せられた守秘義務の効果

- 平成 16 年の児童福祉法改正により協議会に課せられた守秘義務の規定の効果については、「特に変化なし」が 410 か所 (41.9%)に次いで、「機関間の情報提供・収集がしやすくなった」363 か所 (37.1%)が多かった。

7．協議会又はネットワークの主な活動

- 機関連絡会議（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議）のうち、個別ケース検討会議の開催が最も多く、1,299 か所 (78.0%)で開催されていた。個別ケース検討会議では不定期開催が 1,192 か所 (91.8%)となっており、年 1～6 回の開催が 568 か所 (43.7%)、年 7～12 回が 218 か所 (16.8%)、年 13 回以上が 176 か所 (13.6%)であった。

8．協議会又はネットワークの活動上の困難点

- 「事務局に負担が集中してしまう」749 か所 (45.0%)、「効果的な運営方法が分からない」714 か所 (42.9%)、「スーパーバイザーがいない」697 か所 (41.9%)が多かった。

9．協議会又はネットワークを設置したことによるメリット、効果等

- 「連絡調整や情報共有がスムーズになった」1,123 か所 (67.4%)、「虐待問題の認識・関心が高まった」1,015 か所 (61.0%)、「各関係機関の役割が明確になった」792 か所 (47.6%)が多かった。

10．協議会又はネットワークの機能充実のための課題

- 「効果的な会議のあり方の工夫が必要」1,028 か所 (61.7%)、「関係機関に対する虐待防止の意識付けが必要」852 か所 (51.2%)、「児童相談所と関係機関の役割の明確化が必要」786 か所 (47.2%)が多かった。
- 「専門職の雇用等、人材確保が必要(職種等)」としたところは 578 か所 (34.7%)となっており、具体的には児童福祉司、社会福祉士、カウンセラー等の心理職、医師、保健師、弁護士等の確保が必要という意見が多かった。

児童相談体制・虐待防止ネットワークの参考事例

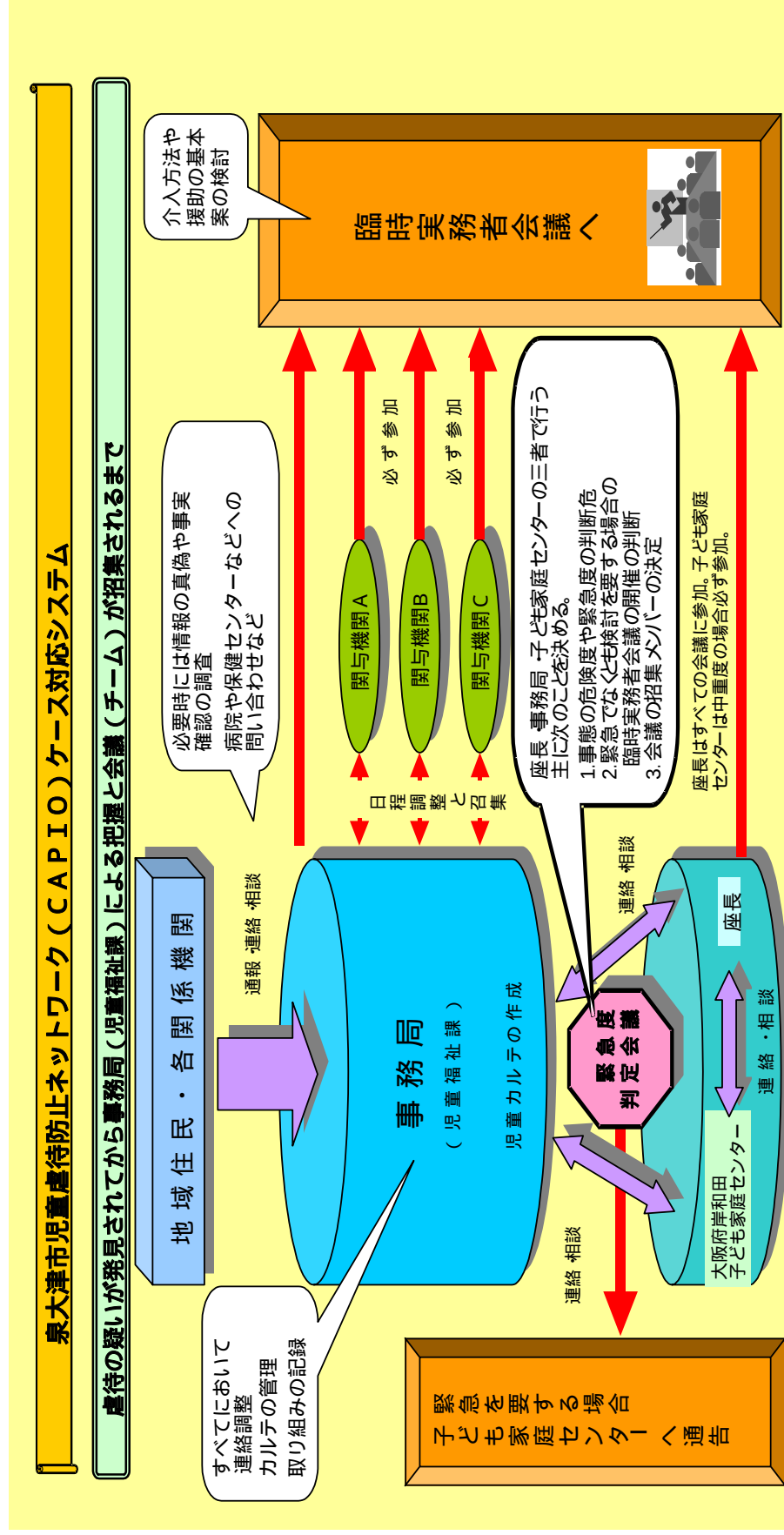
【大阪府泉大津市児童虐待防止ネットワーク 愛称「CAPD」】（人口：78,130人 18年4月1日現在）

。平成11年7月に、周辺都市における児童虐待事例の急増を危惧した現場の関係者が中心となって設立。

（平成17年10月1日付け要保護児童対策地域協議会として公示済み。）

。市児童福祉課が事務局となり、虐待ケースの緊急度の判定を児童相談所とともに実施。

。ネットワークの効果として、関係機関間の結びつきが強化され、日常の連絡の円滑化が図られるとともに、各機関の虐待事例の通報・連絡・対処・解決に向けての協力度が高まり、援助に対する評価や指示系統が明確化された。 「すべきこと」と「どこまですべきか」（役割分担）が明確なため、自分の活動に専念できるようになった。 CAPDの名称が住民に浸透したことにより、通報・相談への抵抗感が少なくなった、などが挙げられる。



児童相談体制・虐待防止ネットワークの参考事例

【東京都三鷹市における児童相談体制】（人口：171,718人〔18年6月1日現在〕）

- 相談窓口：子ども家庭支援センター
- 担当職員：社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士（2名）、臨床心理士、社会福祉主事 計 7名
- 外部人材の活用：弁護士・心理職・医師より週に一度又は随時、専門的な助言
- 会議の開催状況：
 - ・ 受理会議～随時、市担当職員で開催
 - ・ ケース検討会議～随時、要保護児童対策地域協議会において、各関係機関の実務者で開催
- 夜間・休日等の対応：守衛等より相談担当職員へ連絡後、担当職員が対応

【三鷹市子ども家庭支援ネットワーク】（人口：171,718人〔18年6月1日現在〕）

- 平成2年に、子育てに関する実務者の連携が必要という認識から、ネットワークの前身である子ども相談連絡会が発足。その後、東京都の単独事業である「子ども家庭支援センター」を平成9年に設置。
- 子ども家庭支援センターが中核機関となり、子ども家庭に関するあらゆる相談に応じるほか、地域の援助機関やサービスをネットワークでつなぎ、市全体の子ども家庭支援システムの強化に取り組む。
- ネットワークの効果として、迅速な対応、総合的な状況把握により問題を家庭全体で捉えた援助が可能になった。関係機関相互の役割や機能が理解でき、関係機関の力量アップに寄与、様々な機関が関わっても、支援センターにつなぐことで同じ対応が取れるようになった、などが挙げられる。
- 平成18年3月1日付けで、要保護児童対策地域協議会に移行。子ども家庭支援センターを調整機関とし、主要五機関による運営委員会を設置。

